

## 院内感染防止対策に関する取り組み事項

### 1.院内感染防止対策に関する基本的な考え方

適切な院内感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

### 2.院内感染防止対策のための組織

院内感染対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し、病院全体の感染防止対策に関する事項を検討します。

又、感染防止対策チームで院内ラウンドやコンサルテーションなど、院内感染防止対策の実働的な役割を担います。

### 3.院内感染防止対策のための研修

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修を年2回以上行います。

### 4.院内感染症発症状況の報告

法令に定められた感染症届出の他、院内感染症発生や薬剤耐性菌検出等の報告を受け、感染防止対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施します。

### 5.院内感染発症時の対応

院内感染症が発症又は疑われる場合は、感染防止対策チームが速やかに対応します。また、必要に応じて協力関係にある他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

### 6.患者等に対する情報提供

感染症の流行に関してポスター等の掲示物で情報提供を行い、ご協力をお願いします。

### 7.地域連携

感染管理地域連携カンファレンスに参加し、近隣医療機関と共に感染対策に向上に努めます。

### 8.その他

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知と遵守の徹底を図るとともに、見直し及び改訂を継続的に行います。